



▲上の原アクアセンター

## 上の原アクアセンター処理区域 「農業集落排水」から「公共下水道」に

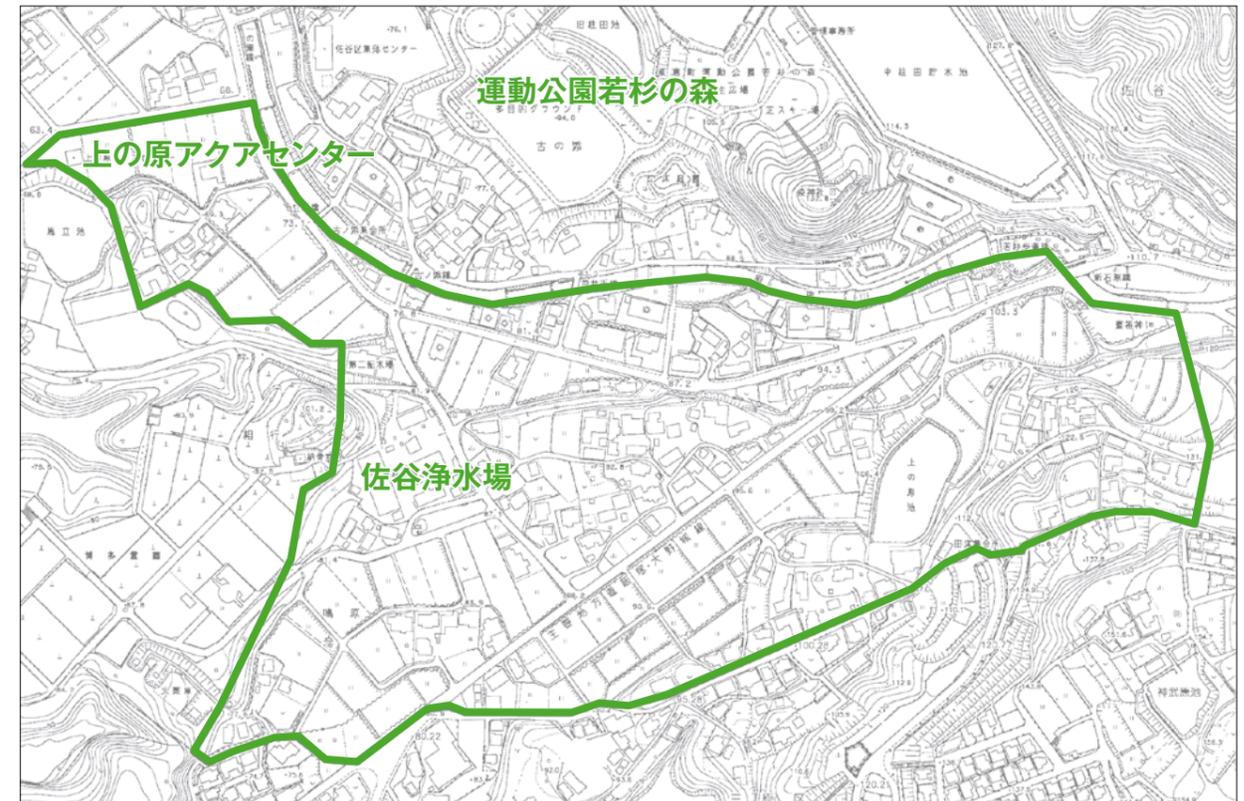
佐谷区上の原・古の添・田床・一ノ瀬地区の一部地域（地図参照）において、平成8年3月、上の原アクアセンターを処理場とし、供用開始されました。近年、同地域は、個人住宅や共同住宅などの増加が著しく、上の原アクアセンターの一日における汚水処理能力を超える恐れがあるため、平成26年3月31日をもって公共下水道に接続することになりました。

なお、切り替え後も同地区における下水道使用料に変更はありません。

### ●農業集落排水とは

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理し、農村地区の水質汚濁を防止するための下水道施設です。

須恵町では、上の原アクアセンターのほか、古の添アクアセンター（佐谷区）、皿山アクアセンター（上須恵区）が稼働しています。



## 下水道は正しく使しましょう

公共下水道ができたからといってどんなものでも流していいということではありません。排水設備や下水道管の詰まり、処理場の故障の原因などになります。大切な公共施設です。マナーを守り、正しく使しましょう。

- 台所の油やごみは流さない  
食材のかす、てんぷら油、ラードなど
- 水洗トイレではトイレットペーパー以外のものを使用しない  
紙おむつ、生理用品など
- 揮発性や引火性の高い危険物を流さない  
ガソリン、灯油、シンナーなど
- その他水に溶けないものを流さない  
プラスチック製品、たばこの吸殻など

# 野菜作りを体験してみませんか？

糟屋中南部地域6町と福岡県による広域連携プロジェクト推進会議では、農業体験農園の開設・運営を支援しています。

農業体験農園は、一般的な市民農園とは異なり、プロの農家が種まき・作付けから収穫まで、安全でおいしい野菜づくりを指導しますので、農業が初めての人でも安心して入園できます。日々の作業は入園者が好きなときに農園に来て行い、収穫した野菜はすべて持ち帰り可能です。現在、かすやの農業体験農園では、4月からの入園者を募集しています。お申し込み、現地説明会日程など、詳しくは農園主へお問合せください。

### 農業体験農園とは

農家（園主）が開設し、耕作を主導、経営・管理しながら入園者に野菜作りを体験していただく、従来の貸し農園とは異なる新しい農園です。

入園者は年間利用料を支払い、園主の指導の下、年間を通じた作付計画・栽培計画に従って、種まきや苗の植付けから収穫までを体験することができます。 ※農作業をお手伝いいただく農作業ボランティアや自分の好きな野菜を植えることができる貸し農園ではありません。

### ▼募集農園

久山ファーム体験農園

・園主 山邊 信利

☎090・1342・2091

・所在地 久山町猪野

・募集 100区画

・説明会 3月15日（土）10時

マル姫ファーム体験農園

・園主 姫島 満男

☎090・1519・8245

・所在地 宇美町井野

・募集 30区画

・説明会 3月16日（日）10時

▼体験期間 平成26年4月～平成27年1月

～2月末まで（1年ごと契約）

▼利用料 1区画4万円程度（1区画24～30平方メートル）

### ▼体験内容など

- ・プロの野菜農家の講習（指導）を月2回程度受けて、年間で20種類程度の野菜を栽培予定。
- ・種苗や農具、肥料、農薬等、農業体験に必要なものはすべて農園主が準備。

## 過去2年間に

# 国民年金保険料の未納期間がある人へ

### 免除申請できる対象期間が拡大

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが困難な場合、保険料の免除申請をすることができます。

免除申請をする場合、これまで、その年の7月から翌年6月までに申請しなければいけません。

しかし、平成26年4月からは、**申請時点の2年1か月前まで**さかのぼって申請することが可能になります。

未納のままだと、万が一のときに障害年金や遺族年金を受けられなくなることがあります。

### ▼ご注意ください

・免除が受けられるかどうかは、申請年度の前年中の所得額審査により決定します。

・審査には2か月以上かかります。

・免除申請が却下になった場合、時効により2年1か月経過した分の保険料を納められなくなることがあります。

### ▼問合せ先

住民課国保年金係  
☎932・1467（ダイヤルイン）  
☎932・1151（内線115）

例 平成26年7月に申請する場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成27年	従来の申請できる期間						×	×	×	×	×	×
平成26年	従来の申請できる期間						従来の申請できる期間					
平成25年	拡大された期間						従来の申請できる期間					
平成24年	×	×	×	×	×	拡大された期間						

平成24年6月分までさかのぼって未納がある場合、免除申請をすることができます。